

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備に伴う
会社情報適時開示実務上の取扱い等の見直しについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、本年6月に金融審議会 金融分科会より公表された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」の提言内容などを踏まえ、投資者保護及び公正かつ健全な金融商品市場の運営という観点から、上場会社の企業行動に係る制度整備及び上場規則の実効性確保を図るなどの上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備を行うほか、適時開示の一層の充実を図るための対応、流動性に関する基準の見直しを行うなど、業務規程等の一部改正を行うことといたしました（平成21年11月9日施行）。

当取引所では、今般の規則改正について、上場会社の実務上特に留意すべき事項を中心に、下記のとおり会社情報適時開示実務上の取扱い等の見直しを行うこととしましたので、ご通知申し上げます。

上場会社各位におかれましては、規則改正の内容及び本通知の内容を十分にご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、当取引所では、今般の規則改正の内容に関する説明会を12月初旬頃に開催する予定です。日程等の詳細が決定次第、あらためてご案内申し上げます。

記

1. 企業行動規範の制定について

今般の規則改正において、従来の上場会社への規範的要素を含む上場規則及び要請事項等を再整理し、これに新たな事項を加えて、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」と、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」に区分して、企業行動規範として新たに制定することなどに関して、別添1「企業行動規範の概要について」のとおり、取りまとめました。

2．上場規則の実効性の確保に係る対応について

今般の規則改正において、企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合及び会社情報の適時開示等の規定に違反した場合の実効性確保手段として、公表措置制度を新設するほか、従来の改善報告書制度に加え、特設注意市場銘柄制度を新設し、上場廃止を検討するほどの違反行為が認められた上場会社や「改善報告書制度」の対象としたものの改善状況が不十分と認められた上場会社について指定できるものとする、有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度を廃止することなどに関して、別添2「上場会社に対する自主規制の概要について」のとおり、上場規則の実効性の確保に係る対応について取りまとめました。

3．会社情報の開示の充実等について

(1) 会社情報の適時開示に係る基準等の見直しについて

今般の規則改正において、外形的な開示基準に該当しない場合においても、なお投資判断上重要な会社情報であるときに、当該情報の開示を怠ったときは、適時適切な会社情報の開示の実践に係る規定に違反するものとして、実効性確保手段の対象範囲に含めることとするほか、適時開示に係る基準等がより適切なものとなるよう、利益が少額の場合の基準の特例の見直し、「孫会社の異動」に係る基準の見直し、「子会社の名称又は商号の変更」に係る基準の見直し、完全子会社との合併・会社分割等における算定書提出義務の廃止、「投資単位の引下げに関する開示」の取扱いの見直し、「子会社等の異動」「孫会社の異動」の開示対象範囲に係る取扱いの明確化などの対応を行うことといたしました。

また、今般の規則改正により上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合に適時開示を行うことが義務づけられます。これらの対応に関して、別添3-1「適時開示に係る基準等の見直しについて」のとおり、適時開示に係る基準等の見直し内容等を取りまとめました。

(2) 第三者割当への対応について

今般の規則改正において、上場会社が第三者割当を行う場合の対応を整備することに関して、別添3-2「第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等について」のとおり、第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項を取りまとめました。第三者割当を行う際には、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

(3) M S C B等に係る対応について

今般の規則改正において、上場会社がM S C B等を発行する場合には、流通市場への影響及び

株主の権利に配慮すること、及びM S C B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定することに関して、別添3 - 3「M S C B等の発行に関する実務上の留意事項について」及び「M S C B等の転換又は行使の状況に関する適時開示実務上の取扱いについて」のとおり、適時開示実務上の取扱いの見直しを行うこととしました。

また、M S C B等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしM S C B等と同等な効果が生じる場合にも、M S C B等と同様に、M S C B等の発行に係る遵守事項を遵守することを求め、M S C B等の転換又は行使の状況に関する開示を行うことを求めることとしました。M S C B等を発行する際には、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

(4) M B O等に係る対応について

今般の規則改正において、M B O等に係る意見表明等を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定することに関して、別添3 - 4「M B O等に係る適時開示実務上の取扱いについて」のとおり、適時開示実務上の取扱いの見直しを行うこととしました。M B Oを行う際には、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

(5) 支配株主に係る開示の充実について

今般の規則改正において、従来は親会社の異動又はその他の関係会社の異動があった場合に開示を義務付けていたものを、支配株主の異動があった場合にも開示を要することとしました。

これに伴い、別添3 - 5「支配株主に係る開示の充実に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて」のとおり、支配株主(親会社を除く。)の異動の開示及び支配株主(親会社を除く。)を有する上場会社の定期的な開示に係る適時開示実務上の取扱いを新設するとともに、親会社又はその他の関係会社の異動の開示及び親会社等に関する事項の開示等に係る適時開示実務上の取扱いの見直しを行うこととしました。

なお、別添3 - 5(1)「支配株主の状況に関する通知書」のご提出のお願いについて」のとおり、上場会社における支配株主の状況を把握する観点から、「支配株主の状況に関する通知書」により支配株主の状況をご報告いただくこととしました。

つきましては、「支配株主の状況に関する通知書」を、平成21年12月30日(水)までに当取引所へご提出いただきますようお願い申し上げます。

(6) コーポレート・ガバナンスに関する報告書について

今般の規則改正に伴い、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての開示を行うこととする、また、支配株主を有する上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「コーポレート・ガバナン

スに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の一環として、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針についての開示を行うこととしました。

つきましては、当該内容を反映した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を、平成21年12月30日（水）までに当取引所へご提出いただきますようお願い申し上げます。

すでに当該内容を反映した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご提出済みの上場会社につきましては、ご提出は不要となります。

4．流動性等に係る基準の見直しについて

今般の規則改正において、新規上場、上場廃止等の流動性等に係る基準について、株主数の定義の見直し、少数特定者持株比率基準の見直し及び流通株式数基準の導入を行うこととしました。これらの対応に関して、別添4「流動性等に係る基準の見直しについて」のとおり、流動性等に係る基準の見直し内容を取りまとめました。

5．提出書類の見直しについて

今般の規則改正に伴い、当取引所への提出書類について、企業行動規範の制定に伴う提出書類の追加など、所要の見直しを行いました。これらの対応に関して、別添5「内国株式関係の提出書類一覧」のとおり、提出書類の見直し内容を取りまとめました。

株主と上場会社の対話促進のための環境整備について

今般の規則改正において、株主総会の招集通知等を当取引所ホームページに掲載して、より早期に株主が招集通知等を閲覧できるようにするため、上場会社は、株主総会の招集通知等をT D n e tにより当取引所に速やかに提出することが義務づけられ、当取引所が当該招集通知等を公衆の縦覧に供することに同意することとなります。本制度の実施時期については、システム対応等の準備期間を考慮して、3月期決算会社の来年の定時株主総会分からとします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174

E-mail：syoken@nse.or.jp